

積立プラン利用約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、「投信総合取引約款」第2条第4項に基づき、お客さまが三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）に「積立プラン」をお申込みいただく際の取引等に関する取決めです。

2 「積立プラン」の利用をお申込みされるお客さまは、その内容を十分に理解し、お客さま自らの判断と責任において利用するものとします。

3 お客さまと当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、この約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款及び規程、「投資信託説明書（交付目論見書）」、関連諸法令の定めるところによるものとします。

(積立プラン)

第2条 「積立プラン」とは、毎月当社があらかじめ指定する日（以下、「指定日」といいます。）に、お客さまにお届けいただいた金融機関口座（以下、「自動引落とし口座」といいます。）から、お客さまにあらかじめご指定いただいた金額を引落しのうえ、あらかじめご指定いただいた投資信託（以下、「指定銘柄」といいます。）を継続してご購入いただく取引をいいます。

2 「指定日」は毎月27日とします（金融機関が休業日の場合は、翌営業日とします。）。

3 「積立プラン」によりお買付け可能な投資信託（以下、「取扱銘柄」といいます。）は、別途当社が定めるものとします。

(お申込み)

第3条 お客さまには、次の各号のすべてに該当する場合に「積立プラン」をご利用いただけます。

(1) お客さまが、当社の「投信総合取引口座」を開設済みである場合

(2) お客さまに、当社所定の「積立プラン申込書」によりお申込みいただき、当社がこれを承諾した場合

2 お客さまは、「積立プラン」のご利用には、ネット口座振替受付サービスより口座振替契約のお申込みを行い、「自動引落とし口座」をご登録いただきます。なお、別途当社が定める金融機関については、当社に対し当社所定の預金口座振替依頼書（以下、「預金口座振替依頼書」といいます。）をご提出いただくことにより「自動引落とし口座」をご登録いただくことができます。

3 当社は預金口座振替による代金回収事務を三菱UFJファクター株式会社（以下、「収納代行会社」といいます。）に委託します。指定可能な金融機関は、収納代行会社において引落とし可能な金融機関とします。

4 お客さまは、一定額の積立金額（以下、「払込金」といいます。）を引落金額として指定して、お申込みを行っていただくものとします。なお、各「取扱銘柄」の「払込金」の額は、5,000円以上1円単位の金額とし、当社の定める範囲内で、特定の月に買付けする金額を増額することができます。

5 お客さまは、購入された投資信託と同一の投資信託の買付けに際しては、改めて目論見書の交付を

受けないことにご同意のうえ、「積立プラン」のお申込みをいただいたものとします。

6 お客さまは、「積立プラン」でお申込みいただく「指定銘柄」について、特定口座、非課税口座での買付けを選択していただきます。なお、「積立プラン」による非課税口座での買付けには、非課税口座の開設が必要となります。非課税口座が未開設の場合は、特定口座での買付けのみ選択いただけます。

(引落しの開始)

第4条 「自動引落とし口座」からの引落しは、「指定日」の7営業日前の15時までに「積立プラン」のお申込みをいただいた月（以下、本条において「当月」といいます。）の前月の23日（休業日の場合には、その前営業日）までに「自動引落とし口座」のご登録をいただいた場合には、当月の「指定日」から開始するものとし、前月の23日の翌日以降に「自動引落とし口座」のご登録いただいた場合には、翌月の「指定日」から開始するものとします。

2 「預金口座振替依頼書」のご提出により「自動引落とし口座」のご登録が完了した場合における「自動引落とし口座」からの引落しは、「預金口座振替依頼書」が（1）毎月15日（同日が休業日の場合には、その前営業日をいい、以下、「基準日」といいます。）までに当社に到着したときには、当該基準日の属する月の翌月の「指定日」から開始されるものとし、（2）基準日までに当社に到着しなかったときには、当該基準日の属する月の翌々月の「指定日」から開始されるものとします。

3 第1項及び第2項にかかわらず、「自動引落とし口座」のご登録及び「積立プラン」のお申込みの受付の締切日並びに「基準日」は、当社の判断により変更されることがあります。

(引落しの中止)

第5条 当社は、お客さまの「自動引落とし口座」から「指定銘柄」のお買付けのための「払込金」の引落しが連続して3ヵ月できなかつた場合、又は指定銘柄に係る「投資信託説明書（交付目論見書）」の改定後の最新版の交付が必要である場合で事前に交付できなかつたときには、引落としのお取扱いを中止する場合があります。

2 前項のほか、お届け事項の変更があつたにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、その他この約款に基づくご購入の継続が不適切であると認められる場合に、当社の判断により引落としのお取扱いを中止することがあります。

3 お買付けを再開される場合には、当社所定の手続によりお申し出いただきます。

(金銭の払込)

第6条 「払込金」は、お客さまの「指定銘柄」の買付けのため、「指定日」に「自動引落とし口座」から、当社があらかじめ指定する「収納代行会社」を通じて引落しします。

2 「指定銘柄」が2銘柄以上においては、合計額を「払込金」として自動引落しします。

3 「自動引落とし口座」の残高が「払込金」に満たない場合には、引落ししません。

4 「自動引落とし口座」からの引落手数料は、当社負担とさせていただきます。

(お買付け)

第7条 収納代行会社を通じた「払込金」の振替が行われる「指定日」翌日から6営業日目をお申込受

付日として、買付けを行います。

2 「払込金」の引落しができなかつた場合には、買付けを行いません。

(お申込み内容の変更・休止)

第8条 お客さまの「積立プラン」のお申込み内容の変更及び払込みの休止等は、当社所定の手続によってお申し出いただきます。

2 「指定銘柄」、「払込金」及び「自動引落日口座」の全て又はいずれかの変更及び休止等（以下、「変更等」といいます。）については、当社が「指定日」の7営業日前の15時までにお受けした月の「指定日」から、変更等がなされた後の内容でのお取扱いをします。

3 前項にかかわらず、変更等の受付の締切日は、当社の判断により変更されることがあります。

(お客さまへのご通知)

第9条 当社は、「積立プラン利用約款」に基づくお取引の明細及び残高について、「投信総合取引約款」第5章に基づき、ご通知します。残高については、3ヵ月ごとにお客さまにご通知します。

(取引銘柄の除外)

第10条 当社は、「取扱銘柄」が次の各号のいずれかに該当したときに、当該「取扱銘柄」を「積立プラン利用約款」に基づく「指定銘柄」の対象から除外することができるものとします。

- (1) 償還されることになったとき若しくは償還されたとき
- (2) その他、当社が必要と認めるとき

(積立プラン利用契約のご解約)

第11条 「積立プラン利用契約」は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

- (1) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引口座が解約されたとき
- (2) お客さまから当社所定の手続により、「積立プラン利用契約」のご解約のお申し出をお受けしたとき
- (3) 3ヵ月以上連続してお買付けが行われず、当社が解約することが相当であると認めたとき
- (4) 当社が「積立プラン」を営むことができなくなったとき
- (5) その他やむを得ない事由により、当社が「積立プラン利用契約」の解約を申し出たとき

2 当社が、毎月「指定日」の7営業日前の15時までには解約のお申込みをお受けした場合には、当月の指定日の引落しは行いません。

(免責事項)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する、お客さまに生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) お客さまのお申込み内容に従って振替等の請求を行ったことにより生じた損害
- (2) 振替等が行われた買付代金が当社に入金するまでに生じた損害、又は当該代金の当社への入金

遅延したことにより生じた損害

(3) 当社が当サービスを行うことができなくなったことにより生じた損害

(約款の変更)

第 13 条 この約款の変更の取扱いは、「投信総合取引約款」の定めるところに準じます。

以上

2018 年 11 月 19 日制定

2018 年 12 月 17 日改定

2019 年 10 月 16 日改定

2020 年 2 月 25 日改定

2021 年 1 月 15 日改定

2022 年 4 月 1 日改定

2023 年 10 月 1 日改定

2024 年 2 月 26 日改定